

005GBJi0

359077



【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【氏名又は名称】

【住所又は本店所在地】

【報告義務発生日】

【提出日】

【提出者及び共同保有者の総数（名）】

【提出形態】

大量保有報告書

法第27条の23第1項

関東財務局長 殿

クリフォード チャンス法律事務所
 外国法共同事業
 弁護士 鈴木秀彦



東京都港区赤坂2丁目17番7号
 赤坂溜池タワー6階

平成17年9月30日

平成17年10月7日

1

その他

第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	マブチモーター株式会社
会社コード	6592
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	千葉県松戸市松飛台430

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（英国法に基づく株式会社）
氏名又は名称	シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リミテッド (Silchester International Investors Limited)
住所又は本店所在地	英国ロンドン ダブリュー1ジェイ 6ティーエル、ブルトン ストリート1、タイム アンド ライフ ビル5階 (Time & Life Building, 5 th Floor, 1 Bruton Street, London W1J 6TL, England)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1995（平成7）年2月9日
代表者氏名	ステファン・バット（Stephen Butt）
代表者役職	会長
事業内容	投資顧問会社

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区赤坂2丁目17番7号 赤坂溜池タワー6階 クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業 弁護士 鈴木秀彦
電話番号	03-5561-6640（代表） 03-5561-6663（担当者直通）

(2)【保有目的】

顧客である機関投資家の利益を目的とした通常の業務としての純投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)			2,390,800
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	N	O 2,390,800
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株式等の数 (総数) (M+N+O+P)	Q	2,390,800	
保有潜在数の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17 年 9 月 30 日現在)	S 47,075,881
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	5.08
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	-

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成 17 年 8 月 4 日	普通株式	60,000	取得	
平成 17 年 8 月 5 日	普通株式	60,000	取得	
平成 17 年 8 月 8 日	普通株式	40,000	取得	
平成 17 年 8 月 9 日	普通株式	40,000	取得	
平成 17 年 8 月 10 日	普通株式	40,000	取得	
平成 17 年 8 月 11 日	普通株式	13,100	取得	
平成 17 年 8 月 12 日	普通株式	50,000	取得	
平成 17 年 8 月 15 日	普通株式	50,000	取得	
平成 17 年 8 月 16 日	普通株式	50,000	取得	
平成 17 年 8 月 17 日	普通株式	50,000	取得	
平成 17 年 8 月 18 日	普通株式	50,000	取得	
平成 17 年 8 月 19 日	普通株式	50,000	取得	
平成 17 年 8 月 22 日	普通株式	50,000	取得	
平成 17 年 8 月 23 日	普通株式	50,000	取得	
平成 17 年 8 月 24 日	普通株式	50,000	取得	
平成 17 年 8 月 25 日	普通株式	75,000	取得	
平成 17 年 8 月 26 日	普通株式	75,000	取得	

平成 17 年 8 月 30 日	普通株式	40,000	取得	
平成 17 年 8 月 31 日	普通株式	30,000	取得	
平成 17 年 9 月 1 日	普通株式	30,000	取得	
平成 17 年 9 月 2 日	普通株式	30,000	取得	
平成 17 年 9 月 5 日	普通株式	50,000	取得	
平成 17 年 9 月 6 日	普通株式	50,000	取得	
平成 17 年 9 月 7 日	普通株式	28,000	取得	
平成 17 年 9 月 27 日	普通株式	75,000	取得	
平成 17 年 9 月 28 日	普通株式	75,000	取得	
平成 17 年 9 月 29 日	普通株式	75,000	取得	
平成 17 年 9 月 30 日	普通株式	75,000	取得	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

--

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	14,858,356
上記 (V) の内訳	顧客の勘定で資金を運用している。
取得資金合計(千円) (T+U+V)	14,858,356

② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS LIMITED

Time & Life Building
1 Bruton Street
London W1J 6TL
Telephone (020) 7518 7100
Facsimile (020) 7491 7495

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS that **Silchester International Investors Limited**, a corporation duly organized and existing under the law of England, with its address at Time & Life Building, 5th Floor, 1 Bruton Street, London W1J 6TL, England (the "Company"), does hereby make, constitute and appoint Hidehiko Suzuki and Satomi Muramatsu, or any one of them, attorneys-at-law with their offices at CLIFFORD CHANCE LAW OFFICE (Gaikokuho Kyodo Jigyo), Akasaka Tameike Tower, 6th Floor, 17-7, Akasaka 2-chome, Minato-ku, Tokyo 107-0052, Japan, its true and lawful attorneys-in-fact, for it and in its name, place and stead, to do the following acts and things:

1. To prepare, execute and file with the *Kanto* Finance Bureau a report concerning holding shares of Japanese corporations, in accordance with the provisions of Article 27-23, Paragraph 1 and/or Article 27-26, Paragraph 1 of Securities and Exchange Law (Law No. 25 of 1948, as amended) (the "Law") and any report(s) of change thereafter in accordance with the provisions of Article 27-25, Paragraph 1 and/or Article 27-26, Paragraph 2 of the Law, and to supplement and/or amend said report(s).
2. To send copies of said report(s) and supplemented and/or amended report(s) mentioned in 1 above to any organizations and corporations, in accordance with the provision of Article 27-27 of the Law.
3. To do any or all things relating to the above, including the appointment and dismissal of one or more sub-attorneys to act on behalf of the Company with respect to any or all of the powers granted in paragraphs 1 and 3 inclusive hereof.

IN WITNESS WHEREOF, Silchester International Investors Limited has caused this Power of Attorney to be signed in its name and on its behalf by Michael JJ Cowan, its President, this 28th day of September, 2005.

By: Michael JJ Cowan
Name: Michael JJ Cowan
Title: President

委 任 状

英国法に基づき設立され現存し、英国ロンドン ダブリュー1 ジェイ 6 ティーエル、ブルトン ストリート1、タイム アンド ライフ ビル5階に住所を有するシルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区赤坂二丁目17番7号 赤坂溜池タワー6階、クリフォード チャンス法律事務所（外国法共同事業）の弁護士 鈴木秀彦 及び 同 村松里実 に対し、当社のためにその名において、以下のことをなす権限をここに委任する。

1. 証券取引法(昭和23年法律第25号)（以下「法」という。）第27条の23第1項及び法第27条の26第1項に基づく当社の日本法人株式の保有に係る大量保有報告書並びに法第27条の25第1項及び法第27条の26第2項に基づく上記報告書の変更報告書及び訂正報告書を作成し、関東財務局にこれを提出すること
2. 上記各種報告書の写しを法第27条の27に従って関係各所に送付すること
3. 本委任状第1項乃至第3項の各項により授權された事項に関連し、当社を代理してその他一切の行為（復代理人の選任・解任を含む。）を行うこと

上記の証として、シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リミテッドは本委任状を作成し、本日2005年9月28日、当社社長マイケル・JJ・コーアンが当社を代表して本委任状に署名した。

氏名：マイケル・JJ・コーアン
役職：社長

以上正訳致しました。

平成17年10月6日

弁護士 鈴木秀彦

